

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第1区分
 【発行日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【公開番号】特開2005-203329(P2005-203329A)
 【公開日】平成17年7月28日(2005.7.28)
 【年通号数】公開・登録公報2005-029
 【出願番号】特願2004-16349(P2004-16349)
 【国際特許分類】

H 0 5 B 33/04 (2006.01)

H 0 5 B 33/10 (2006.01)

H 0 1 L 51/50 (2006.01)

【F I】

H 0 5 B 33/04

H 0 5 B 33/10

H 0 5 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月22日(2007.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】発光装置および電子機器

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発光素子が形成された第1の領域を有する第1の基板と、
 吸水性を有する物質が固定された第2の領域を有する第2の基板と、
 を有し、

前記吸水性を有する物質は、粒状の物質として固定剤に含まれて固定され、

前記第1の基板と前記第2の基板とは、前記発光素子と前記吸水性を有する物質とが内側に封じ込められるように、シール材を用いて貼り合わせられ、

前記第1の領域の外側に、前記第1の領域の端に沿うように、前記第2の領域が設けられていること

を特徴とする発光装置。

【請求項2】

発光素子が形成された第1の領域と、回路が形成された第3の領域とを有する第1の基板と、

吸水性を有する物質が固定された第2の領域を有する第2の基板と、
 を有し、

前記吸水性を有する物質は、粒状の物質として固定剤に含まれて固定され、

第1の基板と第2の基板とは、前記発光素子と前記回路と前記吸水性を有する物質とが内側に封じ込められるように、シール材を用いて貼り合わせられ、

前記第1の領域の外側に、前記第3の領域と重畳するように、前記第2の領域が設けら

れていること

を特徴とする発光装置。

【請求項 3】

請求項 1 または請求項 2 に記載の発光装置において、前記第 2 の基板は凹部を有し、前記凹部の内側に前記吸水性を有する物質が固定されていることを特徴とする発光装置。

【請求項 4】

画素部と駆動回路部とを有する第 1 の基板と、

凹部を有する第 2 の基板と、

を有し、

前記画素部は、発光素子を含み、

前記凹部の内側には、吸水性を有する物質が粒状の物質として固定剤に含まれて固定されており、

前記第 1 の基板と前記第 2 の基板とは、前記画素部と前記駆動回路部と前記凹部とが内側に封じ込められるように、シール材を用いて貼り合わせられ、

前記駆動回路部と前記凹部とは、少なくとも一部が重畳していること

を特徴とする発光装置。

【請求項 5】

前記凹部は、型押しによって形成されていることを特徴とする請求項 3 または請求項 4 に記載の発光装置。

【請求項 6】

前記凹部は、切削によって形成されていることを特徴とする請求項 3 または請求項 4 に記載の発光装置。

【請求項 7】

請求項 1 乃至請求項 6 のいずれか一項に記載の発光装置において、前記固定剤は、前記シール材よりも透湿性の高い物質であることを特徴とする発光装置。

【請求項 8】

前記固定剤は、加熱によって硬化する物質であることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 7 のいずれか一項に記載の発光装置。

【請求項 9】

前記固定剤は、重合開始剤を含み、光硬化性を有する物質であることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 7 のいずれか一項に記載の発光装置。

【請求項 10】

前記固定剤は、エステルアクリレート、エーテルアクリレート、エステルウレタンアクリレート、エーテルウレタンアクリレート、ブタジエンウレタンアクリレート、特殊ウレタンアクリレート、エポキシアクリレート、アミノ樹脂アクリレート、アクリル樹脂アクリレート、ビスフェノール A 型液状樹脂、ビスフェノール A 型固形樹脂、含ブロムエポキシ樹脂、ビスフェノール F 型樹脂、ビスフェノール AD 型樹脂、フェノール型樹脂、クレゾール型樹脂、ノボラック型樹脂、環状脂肪族エポキシ樹脂、エピビス型エポキシ樹脂、グリジシルエステル樹脂、グリジシルアミン系樹脂、複素環式エポキシ樹脂、及び変性エポキシ樹脂から選ばれるいずれかの樹脂であることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 7 のいずれか一項に記載の発光装置。

【請求項 11】

請求項 1 乃至請求項 10 のいずれか一項に記載の発光装置を表示部として用いていることを特徴とする電子機器。